

公共施設等LED化改修業務（ESCO事業）公募型プロポーザル 実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

公共施設等LED化改修業務（ESCO事業）

(2) 業務の目的

「酒田市公共施設等総合管理計画」に掲げる公共施設のコスト削減、温室効果ガス排出量の削減、また、「酒田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げる温室効果ガス総排出量の削減を目的とし、公共施設等の照明設備LED化を推進するため、本事業を実施するものである。

(3) 対象施設及び対象設備

コミュニティ施設28施設、小中学校20校、道路照明304箇所

（更新必須照明器具 約15,400台、更新希望照明器具 約300台）

別紙「対象施設一覧」のとおり

(4) 業務の内容

(3) 対象施設及び対象設備に掲げる公共施設等の照明設備のLED化改修工事及び省エネルギー効果検証・保証業務

(5) 優先交渉権者及び次点者の選定

公募型プロポーザルによる審査の結果、最も優れている提案を行った事業者（優先交渉権者）及び次点者を選定する。

(6) 詳細協議

優先交渉権者は、本市との間で、契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を行う。なお、この協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行うものとする。協議の結果、合意に至った場合、本業務に係る委託契約を締結し、本業務を実施するものとする。ただし、本市との協議が整わない場合には、次点者との協議を行う場合がある。

(7) 契約形態

ギャランティード・セイビングス方式（自己資金型）

(8) 契約期間

令和7年2月下旬（予定）から令和10年3月31日まで

ア 改修工事等サービス期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

イ 計測・検証・保証業務期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

2 提案上限額

512,754,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

・当該金額は、ESCO事業サービス料の4年間総額である。

- ・当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。
- ・提案額が当該金額を超えた場合は、失格とする。

3 プロポーザル応募の要件と制限

(1) 応募者の役割について

応募者は、次の役割を全て担うこと。

- ① 事業役割…本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負い、削減量が達成できない場合には補償措置を講じること。
- ② 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。
- ③ 施工役割…施工に関する業務を全て実施すること。
- ④ その他役割…上記①～③以外で、本事業の遂行に必要な業務がある場合は、その業務を実施すること。

(2) 応募者の参加資格について

応募者は、本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者またはグループ（複数の事業者の共同体）とする。グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。参加表明時は、グループの構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

応募者は、以下に掲げる要件の全てを満たし、応募を含むそれ以降の本事業提案に係る諸手続、及び、契約等に関わる諸手続を行うものとする。

- ① 応募者の構成員の事業所所在地が、日本国内にあること。
- ② 応募者の構成員は、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する競争入札参加者登録簿（令和5年・6年度）に登録されていること。登録の必要な業種区分は、（1）に掲げる役割に関わらず、「役務」-「120 その他の業務委託」-「1 その他の業務委託」とする。未登録の場合は、参加表明書の提出時までに参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。
- ③ 事業役割を担う構成員は、ESCO事業を活用した過去の地方公共団体の公共施設等の照明設備一斉LED化について、事業役割を担い、かつ、以下のいずれかに該当する契約実績が1件以上あること。
 - ア) 提案書受付期間最終日から過去5年の間に契約締結したもの
 - イ) 提案書受付期間最終日が契約期間内であるもの
- ④ 設計役割を担う構成員は、建築士法第23条に規定する建築士事務所の登録があるか、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する電気工事業の特定建設業許可を有すること。
- ⑤ 施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定

する電気工事業の特定建設業許可を有すること。また、建設業法第26条に規定する技術者を専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。

(3) 応募者の制限について

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 公告日以後、酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成17年告示第22号)に基づく指名停止を受けている者
- ③ 公告日以後、本事業提案書提出日までの期間に建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- ④ 酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項または第2項の規定による更正手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている更正事件(以下、「旧更正事件」という。)に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。)第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下、「更正手続開始の申し立て」という。)をしている者または申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者または更正手続の申し立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦ 「5 参加表明手続き(4)提出書類」に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者
- ⑧ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

4 プロポーザル実施日程

項番	内 容	期 日
1	プロポーザル実施公告	令和6年 4月 1日(月)
2	参加表明書等の提出期限	令和6年 4月22日(月) 正午まで
3	参加資格確認結果の通知	令和6年 4月26日(金)

4	質問書の提出期間	令和6年 5月15日(水) 午後5時まで
5	質問書に対する回答	令和6年 5月21日(火)
6	辞退届の提出期限	令和6年 5月27日(月) 午後5時まで
7	企画提案書の提出期限	令和6年 5月31日(金) 午後5時まで
8	提案内容プレゼンテーション	令和6年 6月 7日(金) ※予定
9	審査結果通知	令和6年 6月14日(金) ※予定

※ このスケジュールは変更する場合があります。

5 参加表明手続き

本業務のプロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月22日(月) 正午まで(必着)

(2) 提出先

「11 担当部署」のとおり。

(3) 提出方法

持参または書留郵便による。

(4) 提出書類

① 参加表明書(様式1-1) 1部

設計役割を担う事業者の建築士法第23条に規定する建築士事務所の登録がわかる登録番号の記入、または、建設業法第3条に規定する電気工事業の特定建設業許可を有することを証する書類の写しを添付すること。

施工役割を担う事業者の建設業法第3条に規定する電気工事業の特定建設業許可を有することを証する書類の写しを添付すること。

② グループ結成届(様式1-2) 1部(グループで応募する場合)

グループの各構成員が担う役割を記入すること。構成員の間で交わされた契約書または覚書等の写しを添付すること。本市との契約時は応募時の構成員全てがESCO事業者の構成員となるよう共同企業体を結成すること。

③ 事業者概要(様式2) 1部

損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書について、直近3期分を添付すること。グループで応募する場合は各構成員についてそれぞれ書類を作成、添付すること。

④ ESCO関連事業実績一覧表(様式3) 1部

(5) 参加資格確認

参加資格要件の確認は、前号の参加表明書の提出日をもって行うものとし、その結果は、参加資格の有無にかかわらず、参加資格確認通知書(様式4)により、令和6

年4月26日（金）までに電子メールにより通知する。

（6） 辞退届の提出

前号の参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和6年5月27日（月）午後5時までに提案辞退届（様式5）を持参または郵送等により提出すること。持参の場合は事前に事務局へ連絡し、日程調整すること。郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

6 配布資料

（1） プロポーザル実施要領等

本市ホームページからダウンロードすること。

- ・ プロポーザル実施要領、提出様式
- ・ 要求水準書
- ・ 対象施設一覧表
- ・ 参考資料1 実施設計仕様書
- ・ 参考資料2 工事現場説明書

（2） 対象施設に関する資料等

参加表明手続きにおいて、参加資格が確認できた応募者に、次に掲げる資料を送付する。

- ・ 対象設備一覧表
- ・ 対象設備使用時間目安
- ・ コミュニティ施設平面図
- ・ 小中学校校内見取り図
- ・ 道路照明位置データ

7 質疑応答

本実施要領、要求水準書等の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。質問内容及び回答については、本市ホームページに掲載する。

（1） 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時まで（必着）

（2） 提出先

「1.1 担当部署」のとおり。

（3） 提出方法

電子メールにより電子データ（添付ファイル）を提出すること。

（4） 提出書類

質問書（様式6）

（5）回答方法

令和6年5月21日（火）までの間、随時、回答書（様式7）により、電子メールで回答する。

（6）留意事項

提出期限後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けない。質問の内容は、明確に記載すること。

8 企画提案書作成要領

（1）提出期限

令和6年5月31日（金）午後5時まで（必着）

（2）提出先

「11 担当部署」のとおり。

（3）提出方法

持参または郵送等による。持参の場合は事前に事務局へ連絡し、日程調整すること。郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

（4）提出書類

次に掲げる書類を提出すること。使用言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとする。なお、提出書類それぞれの提出部数のほかに、全ての提出書類の電子データ（PDFファイル形式）を記録した電子媒体（CD-ROMまたはDVD-ROM）を1部提出するものとする。

① 企画提案書（様式8） 正本1部、副本14部

これに則さない場合は、正しい評価が得られない場合があるので注意すること。

- ・企画提案書（様式8）を表紙とし、目次、本編で構成すること。本編は、「9 審査方法（2）評価方法及び評価基準②評価基準」に示す内容を記載し、評価対象項目の記載場所を明確にすること。記載順序は任意とする。
- ・原則として、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成、製本すること。ただし、図表等の表現の都合上、必要がある場合は、部分的に用紙の方向を変更することや、A3判（折り込み）の用紙を用いることは差し支えない。
- ・ページ番号は、目次を除いた部分を通し番号とし、項目毎にページ番号を区分しないこと。
- ・本文を表記する文字は、原則として11ポイント以上の大きさとする。
- ・多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。
- ・記載内容については、要求水準書及び参考資料を参照するとともに、的確な審査ができるように具体的な記述を心がけること。

② 主任（監理）技術者の資格・工事経験調書（様式9） 正本1部、副本14部

○共通事項

以下に指定する書類を添付すること。企画提案書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験についてそれぞれ記載することもできるが、その場合は、各配置予定技術者ともに、この項目の要件を満たすこと。

- ・ 施工役割を担う事業者について、同種工事（国内におけるLED照明器具への一斉交換工事で、工事が完成し、引き渡しが進んでいるもの。以下、同じ。）の経験及び実績を記載することとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の写しを添付すること。
- ・ 同種工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者及び請負者の確認できる部分））の写しを添付すること。
- ・ 同種工事の施工実績と配置予定技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

○主任（監理）技術者の資格・工事経験調書（様式9）

- ・ 同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載し、資格等を証明する書類として監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。尚、監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。
- ・ 記載する同種工事の経験は、代表的なものを1件記載すること。
- ・ 工事成績評定点は、過去10年間（平成26年4月1日以降）の施工実績のうち、5件以内で記載すること。
- ・ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに新たな技術者を選出し、様式9及び添付書類を提出し、本市の承認を得ること。

③ 設計履行体制表（様式10） 正本1部、副本14部

- ・ 詳細協議中に行う設計業務について、照明器具選定、省エネルギー計算、照度計算、施工用図面作成等、設計履行体制について記載すること。

④ 施工協力予定事業者一覧表（様式11-1） 正本1部、副本14部、
施工協力予定事業者意思確認書（様式11-2） 正本1部

- ・ 施工について、下請等で施工協力予定の各事業者意思確認書（様式11-2）での意思確認を行い、施工予定の施設名と共に一覧表（様式11-1）に記載すること。
- ・ 副本には、企画提案書の本編に一覧表（様式11-1）のみを挿入すること。
- ・ 提案者が詳細協議の後、受注者となった場合、施工体制を本市が確認する。

⑤ 経費見積書（様式12-1、12-2） 正本1部、副本14部

- ・「2 提案上限額」の範囲内で業務に係る経費の見積りを作成すること。更新希望照明器具について提案がある場合は、更新必須照明器具分の経費合計と更新希望照明器具分の経費合計を分けて記載すること。
- ・正本には、代表者印を押印することとし、積算根拠資料を添付すること。積算根拠資料においては、必ず積算の内訳を詳細まで示すこと。
- ・副本には、押印、算根拠資料の添付は不要とし、企画提案書の本編に様式 1 2-1 のみを挿入すること。

⑥ 事業収支計画書（様式 1 3） 正本 1 部、副本 1 4 部

- ・ E S C O 事業期間における収支について記載すること。また、算出根拠を添付すること。
- ・削減保証額及び市の保証利益に関する考え方と算出根拠を記載すること。

(5) 審査の結果、優先交渉権者となった場合、提案内容に基づいて詳細協議を行う。提案に際し、以下の参考資料を確認すること。

- ・参考資料 1 実施設計仕様書
- ・参考資料 2 工事現場説明書

9 審査方法

(1) 基本事項

審査は、本市が設置する公共施設等 L E D 化改修業務委託（E S C O 事業）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーションの審査を基に総合的に評価し、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

- ・本件プロポーザルは、業務における取組方法、ノウハウ等について提案を求めるものであり、本業務内容についての最終成果品の提案を求めるものではない。
- ・審査委員会は、非公開とする。
- ・全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を特定しないものとする。

(2) 評価方法及び評価基準

① 評価方法

審査委員会は、各委員の提案内容に対する評価点をもとに、応募者が優先交渉権者として適当かどうか各委員が意見を表明し、審査委員会全体で議論し採決する方式によって、優先交渉権者及び次点者を選定する。

② 評価基準

企画提案者から提出された企画提案書等を基に、次表の項目についてそれぞれ評価し、評価点を算出する。評価点数の合計が 6 5 点に満たない場合は、失格とする。

	評価項目	評価対象	配点
企業評価	E S C O事業 (照明 L E D 化) 実績	E S C O事業を活用した地方公共団体の公共 施設等の照明設備一斉 L E D 化の契約実績件 数 対象役割：事業役割 評価案件：3 (2) ③に該当する契約	10
事業経済面評価	提案総額	提案内容に対して、提案総額が小さいこと	10
	本市利益総額 (15年間)	15年間の本市の利益総額が大きいこと	10
提案内容評価	市内事業者（本市 に本社を置く事業 者）の活用	応募者の構成員及び施工時の協力予定事業者 のうち市内事業者数（0の場合、失格とする）	5
		市内事業者が施工する予定の照明器具台数の 割合（交換必須照明器具数の5%以下の場合、 失格とする）	10
	省エネルギー効果	使用電力量削減率が高いこと	10
	施設運営に配慮し た工事計画	コミュニティ施設の施工のため、施設単位の 休館日数が少ないこと	5
		小学校施設の施工のため、児童の教室移動が 少なく、土日祝日の作業日数が少ないこと	5
		中学校施設の施工のため、生徒の教室移動が 少なく、土日祝日の作業日数が少ないこと	5
	提案内容の具体性	提案全体を通して具体性・妥当性があること	10
	計測・検証方法	計測・検証において、具体的な提案があり、 市の人的負担が少ないこと	5
	保証内容	削減保証基準額が高いこと	5
		照明器具のメーカー保証年数	5
その他	要求水準以外の提案があるか	5	

(3) 提案プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づき、企画提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを行う。

① 実施予定日

令和6年6月7日（金）※予定

② 提案者側の出席人数

出席人数は5名以内とする。

③ 所要時間

企画提案者 1 グループにつき概ね 40 分（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分）

④ 内容

- ・企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。
- ・プレゼンテーションを行う者は、予定されている本業務のプロジェクトリーダーまたは主担当者を基本とする。

⑤ その他

- ・プレゼンテーションに関する詳細（実施日時、開催場所など）については、参加資格確認結果の通知後に、参加事業者に対して別途通知する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とし、協定書等へ反映するものとする。

（４）審査結果の通知等

審査結果については、全ての提案参加者に対して、企画提案審査結果通知書（様式 14）により、電子メールで通知する。

また、審査結果は、本市のホームページにおいて公表する。

（５）審査結果に関する説明

審査結果について説明を求める場合は、次のとおりとする。

① 提出書類

任意の様式による書面（A4判）

② 提出期限

審査結果の通知のあった日から起算して 5 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内の午後 5 時までとする。

③ 提出先

「11 担当部署」のとおり。

④ 回答

説明を求める書面の提出期限の日から起算して 5 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面にて回答する。

10 その他

（１）企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案は、1 応募者につき 1 案のみとする。
- ② 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための旅費等、本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- ③ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したも

のとする。

- ④ 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号）第2条に規定する公文書に該当し、同条例第5条の公開請求があった場合、公開の対象となる。
- ⑥ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとし、本件プロポーザル以外には提案者に無断で使用しない。
- ⑧ 企画提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または情報公開等のために複製を作成することがある。
- ⑨ 優先交渉権者と基本協定を締結した後は、優先交渉権者の企画提案書等を、成果品が納品されるまで関係者の閲覧に供するものとする。
- ⑩ 企画提案書等の内容は、契約を構成する文書の一部とし、優先交渉権者選定後に締結する基本協定及び各契約に反映する。その履行については、施工中はもとより、計測・検証及び保証段階においても、その義務を負うものとする。万が一、提案の不履行及び不足等が生じた場合、本市は、優先交渉権者に対して、相応の賠償を請求するものとする。

（2）失格事項

- ① 企画提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しないもの
- ② 指定した企画提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 本実施要領の公表から審査結果公表が完了するまでの間において、審査委員会委員に接触するなど、審査の公平性を害する行為があったもの
- ⑥ 提案プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかったもの
- ⑦ 提案額が「2 提案上限額」に掲げる額を超えているもの
- ⑧ 本実施要領及び要求水準書で求める条件、必須事項について、満たさない事項があるもの

（3）契約の締結

- ① 本プロポーザルは、優先交渉権者及び次点者の選定を目的に実施するものであり、具体的な成果品を求めるものではない。契約後の業務については、提案内容を踏まえ、本市と優先交渉権者で詳細協議して実施するものとする。なお、詳細協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行われるものとする。

- ② 詳細設計の結果、提案者自身の責に帰する原因により、次点者の提案を下回る内容となった場合、優先交渉権は次点者に移るものとする。提案者自身の責に帰する原因により優先交渉権を失った場合、詳細設計費用を含むそれまでの費用は一切支払わないものとする。
- ③ 優先交渉権者の選定後において、優先交渉権者（共同企業体の構成員及び業務補助者を含む。）に本プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該優先交渉権は次点者へ移るものとする。
- ④ 優先交渉権者は、本市との協議が整い次第、基本協定を締結の上、提案内容の範囲内において随意契約で委託契約を締結するものとする。なお、委託契約の条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。
- ⑤ 最終優先交渉権者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、病気、死亡、退職等、極めて特別な場合で、やむを得ないとして承認された場合の外は、企画提案書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、「3 プロポーザル応募の要件と制限（1）応募者の主体について」の⑥に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- ⑥ 契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則その他本市の契約に関する規定に定めるところによる。

（４）その他留意事項

- ① 当該事業の実施に当たって使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- ② 電子媒体での提出を求める様式に関しては、原則として、Microsoft Word、Excel または PowerPoint で読み込み可能なファイル形式で作成すること。
- ③ 本事業は、補助事業等の活用を予定しているため、申請どおりに補助事業の交付決定がなされない場合は、中止する可能性がある。

1.1 担当部署（各書類提出先及び問い合わせ先）

酒田市総務部財政課アセットマネジメント係（市役所7階）

提出先住所：〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

電話：0234-26-5709

電子メール：zaisei@city.sakata.lg.jp

《様式一覧》

- ・様式 1-1 参加表明書
- ・様式 1-2 グループ結成届
- ・様式 2 事業者概要
- ・様式 3 E S C O 関連事業実績一覧表
- ・様式 4 参加資格確認通知書
- ・様式 5 提案辞退届
- ・様式 6 質問書
- ・様式 7 回答書
- ・様式 8 企画提案書
- ・様式 9 主任（監理）技術者の資格・工事経験調書
- ・様式 10 設計履行体制表
- ・様式 11-1 施工協力予定事業者一覧表
- ・様式 11-2 施工協力予定事業者意思確認書
- ・様式 12-1 経費見積書（総括表）
- ・様式 12-2 経費見積書（内訳書）
- ・様式 13 事業収支計画書
- ・様式 14 企画提案審査結果通知書